

府中市観光ポスターデザイン作成業務に係る企画提案実施要領

1 業務名称

府中市観光ポスターデザイン作成業務

2 趣旨

本実施要領は、府中市が「府中市観光ポスターデザイン作成業務」を委託するにあたり、受託者を選定するための企画提案に関して必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

観光客の誘致を図るため、府中市が持つ様々な魅力を効果的にPRできる視覚的効果が高い観光ポスターを作成することで、府中市の魅力を伝え、府中市を訪問する意欲を高めることを目的としている。

4 業務内容

業務の内容については、ポスターのデザイン、印刷等の作成に係る一切の業務である。詳細は、別紙「府中市観光ポスターデザイン作成業務仕様書」に定めるところによる。

5 事業費上限額

本事業の予算規模は216千円（消費税及び地方消費税を含む）以下。

6 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで。

7 実施スケジュール

(1)	公募開始	平成29年11月10日（金）
(2)	参加申込書の提出開始	平成29年11月10日（金）から
(3)	質疑応答（提出期限）	平成29年11月24日（金） 17時必着
(4)	質疑応答（回答予定日）	平成29年11月28日（火）
(5)	参加申込書の提出期限	平成29年11月29日（水） 17時必着
(6)	参加資格確認結果通知	平成29年11月30日（木）
(7)	企画提案書等の提出開始	平成29年12月 1日（金）から
(8)	質疑応答（提出期限）	平成30年 1月12日（金） 17時必着
(9)	質疑応答（回答予定日）	平成30年 1月15日（月）
(10)	企画提案書等の提出期限	平成30年 1月16日（火） 17時必着
(11)	審査（予定）	平成30年 1月23日（火）
(12)	結果通知（予定）	平成30年 1月25日（木）
(13)	契約予定日（予定）	平成30年 1月26日（金）
(14)	納期	平成30年 3月30日（金）

8 参加資格要件

業務の実施に必要な能力を有する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 府中市物品の買入れ等に関する指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱による資格を有すること。
- (2) ポスターデザイン作成業務の実績を有すること。
- (3) 業務についての守秘義務を遵守できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でない者。
- (8) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制化にないこと。

9 参加申込

- (1) 申込方法
直接持参又は郵送での提出を受け付ける。
- (2) 提出書類
参加申込書（様式1）
- (3) 提出期限
平成29年11月29日（水）17時必着
- (4) 提出先
〒726-8601
広島県府中市府川町315 府中市産業振興課商工観光係 担当 小林
TEL：0847-43-7141
FAX：0847-46-1535

10 参加資格及び参加申込に関する質疑等

本事業の参加資格及び参加申込に関する質疑については、下記の方法により受付し、回答作成後に書面または電話により回答する。

- (1) 提出方法
持参・FAXとする。
※電話は不可。
- (2) 提出期限
平成29年11月24日（金）17時必着。
- (3) 質問回答
平成29年11月28日（火）まで随時回答する。

11 参加資格確認結果の通知

- (1) 参加申込書等を確認後、書面により平成29年11月30日（木）参加資格確

認結果通知書（様式2）を交付する。

- (2) 参加資格が認められなかった応募事業者は、本市が通知をしてから5日以内に、提出先に書面により理由の説明を求めることができる。

1.2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①ポスターデザイン案

※紙面構成の分かるラフデザイン程度のもので可とする。

②コンセプト

※任意様式（選定審査会での説明用）

③見積書

※任意様式

(2) 提出期限

平成30年1月16日（火）17時必着

(3) 提出先

〒726-8601

広島県府中市府川町315 府中市産業振興課商工観光係 担当 小林

TEL：0847-43-7141

FAX：0847-46-1535

1.3 企画提案書の提出にあたっての注意事項

- (1) 企画案提出に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出されたデザイン案等は返却しません。
- (3) 提出するデザインは、未発表のものとする。

1.4 企画提案書等に関する質疑等

本事業の企画提案書に関する質疑については、下記の方法により受付し、回答作成後に書面または電話により回答する。

(1) 提出方法

持参・FAXとする。

※電話は不可。

(2) 提出期限

平成30年1月12日（金）17時必着。

(3) 質問回答

平成30年1月15日（月）まで随時回答する。

1.5 審査方法

(1) 選定

選定は、企画提案事業者選定審査会において、提案書等の内容により、総合的に審査し決定する。

(2) 選定基準

①表現性

府中市の魅力・府中市らしさを表現しているか。

②デザイン性

一般の方にインパクトを与えられるか。

③誘客性

一般の方に「ここへ行ってみたい」と思わせるものを感じるか。

④ユーモア性

ポスター自体に楽しさが感じられるか。

⑤独自性

今までにない個性的・斬新的なものであるか。

(3) 選定結果

選定結果については、参加者全員に文書により通知する。

(4) その他

審査の経緯及びその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立は受付けないものとする。

1 6 契約者との協議

受託予定業者選定後、委託契約を締結する。その後、企画提案書及びデザインイメージを基に、写真撮影等があれば実施するとともに、企画内容のいっそうの充実を図るため、府中市及び受託者が協議のうえで内容の変更修正を行い、最終的にデザインを完成させる。

1 7 問い合わせ先

広島県府中市産業振興課商工観光係 担当 小林

〒726-8601 広島県府中市府川町315

TEL : 0847-43-7141 FAX : 0847-46-1535